

○経済産業省令第六十号

中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）第十五条第一項の規定に基づき、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第十五条第一項の経済産業省令で定める金融機関等を定める省令を次のように定める。

平成二十四年八月三十日

経済産業大臣 枝野 幸男

中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第十五条第一項の経済産業省令で定める金融機関等を定める省令

（法第十五条第一項の経済産業省令で定める金融機関）

第一条 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（以下「法」という。）第十五条第一項の経済産業省令で定める金融機関は、次に掲げるものとする。

一 信用金庫及び信用金庫連合会

二 信用協同組合及び中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の九第一項第一号

及び第二号の事業を併せ行う協同組合連合会

三 労働金庫及び労働金庫連合会

四 農業協同組合（農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第二号及び第三号の事業を併せ行うものに限る。）及び農業協同組合連合会（同項第二号及び第三号の事業を併せ行うものに限る。）

五 漁業協同組合（水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条第一項第三号及び第四号の事業を併せ行うものに限る。）、漁業協同組合連合会（同法第八十七条第一項第三号及び第四号の事業を併せ行うものに限る。）、水産加工業協同組合（同法第九十三条第一項第一号及び第二号の事業を併せ行うものに限る。）及び水産加工業協同組合連合会（同法第九十七条第一項第一号及び第二号の事業を併せ行うものに限る。）

六 農林中央金庫

七 株式会社商工組合中央金庫

八 株式会社日本政策投資銀行

(法第十五条第一項の経済産業省令で定めるもの)

第二条 法第十五条第一項の経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 外国の法令に準拠して外国において銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第二項に規定する銀行業を営む者（同法第四条第五項に規定する銀行等を除く。）

二 外国の政府、政府機関又は地方公共団体が主たる出資者となっている金融機関（前号に掲げるものを除く。）

附 則

この省令は、中小企業の海外における商品の需要の開拓の促進等のための中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第四十四号）の施行の日（平成二十四年八月三十日）から施行する。